（在大韓民国日本国大使館参事官）同　新居　雄介
大臣官房広報文化外交戦略課長に転任させる
大臣官房広報文化外交戦略課ＩＴ広報室長に併任する
（経済局国際貿易課長）同　**森**田　伸一
在ドイツ日本国大使館参事官に転任させる
（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部軍備管理軍縮課長）同　吉田　謙介
在オーストラリア日本国大使館参事官に転任させる
在オーストラリア国駐箚特命全権大使を補佐しオーストラリアに在勤する期間公使の名称を与える
（総合外交政策局緊急・人道支援課長）同　青木　豊
在インドネシア日本国大使館参事官に転任させる
東南アジア諸国連合日本政府代表部に併任する
（中東アフリカ局中東第一課長）同　長岡　寛介
在イラク日本国大使館参事官に転任させる
ヨルダン日本国大使館に併任する
（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第二課長）同　山本　敏生
在ミャンマー日本国大使館参事官に転任させる
（国際情報統括官付国際情報官（第一国際情報官室担当））同　柴田　裕憲
在フィリピン日本国大使館参事官に転任させる
フィリピン国駐箚特命全権大使を補佐しフィリピン国に在勤する期間公使の名称を与える
（欧州局政策課長）同　倉光　秀彰
内閣官房に出向させる
（大臣官房広報文化外交戦略室）同　米谷　光司
財務省に出向させる
（総合外交政策局人権人道課長）同　阿部　康次
宮内庁に出向させる
（大臣官房情報通信課長）同　中村　耕一郎
内閣官房に出向させる
（在エジプト日本国大使館参事官（公使））同　杵渕　正巳
法務省に出向させる
（在ドイツ日本国大使館参事官（同））同　前川　信隆
財務省に出向させる（以上八月一日）

公　告

諸　事　項

工場財団

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木1771番地**日東産業株式会社**の栃木県那須郡那珂川町小砂3102番地１小砂地上設置ソーラー発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年８月 14 日

宇都宮地方法務局烏山支局

有権者申出方

元当局所属公証人荒木一則の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年８月 14 日　　神戸地方法務局

元当局所属公証人矢木芳昭の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年８月 14 日　　山口地方法務局

元当局所属公証人河上芳範の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 25 年８月 14 日　　松山地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社ＷＬパートナーズ
２．住所　大阪市住之江区南港南一丁目１番198号
３．代表者の氏名　元屋地敬次郎
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第77号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成26年２月14日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 25 年８月 14 日

近畿財務局長　枝廣　直幹

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第４９３号
札幌市中央区大通西14丁目１番地
申立人　北海道信用保証協会
本籍北海道函館市住吉町15番地13、最後の住所函館市谷地頭町13番６号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成21年３月30日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和９年10月16日、職業自営業
被相続人　亡　丸山　幸雄
函館市本町３番12号カーニープレイス函館６階和根崎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　和根崎直樹
函館家庭裁判所

平成２５年（家）第１４９号
盛岡市中ノ橋通１丁目４番６号
申立人　盛岡信用金庫
本籍岩手県二戸市福岡字長嶺35番地、最後の住所岩手県二戸市福岡字裏小路５番地12、死亡の場所岩手県二戸市、死亡年月日平成24年１月３日、出生の場所岩手県二戸市、出生年月日昭和19年４月29日、職業会社役員
被相続人　亡　曽我　昭六
岩手県二戸市福岡字落久保22番地１　天狗山コート505号室、事務所岩手県二戸市福岡字上町11番地　福新ストア１階　橋本剛法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　　剛
盛岡家庭裁判所二戸支部

平成２５年（家）第１５３号
岩手県二戸市浄法寺町駒ケ嶺51番地
申立人　姉帯　行男
本籍岩手県二戸市浄法寺町田余内１番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手県二戸市、死亡年月日平成25年３月29日、出生の場所岩手県二戸郡浄法寺村、出生年月日大正11年４月25日、職業無職
被相続人　亡　姉帯　ナミ
岩手県二戸市福岡字落久保22番地１　天狗山コート505号室、事務所岩手県二戸市福岡字上町11番地　福新ストア１階　橋本剛法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　　剛
盛岡家庭裁判所二戸支部

平成２５年（家）第３０１２８号
東京都文京区後楽１丁目４番10号
申立人　独立行政法人住宅金融支援機構
本籍宮城県多賀城市大代１丁目302番地１、最後の住所宮城県塩竈市越の浦２丁目３番13号、死亡の場所宮城県塩竈市、死亡年月日平成22年７月15日頃、出生の場所宮城県宮城郡多賀城村、出生年月日昭和16年７月15日、職業不詳
被相続人　亡　本郷　武彦
事務所仙台市青葉区中央２丁目２番１号　飯川洋一司法書士行政書士事務所
相続財産管理人　飯川　洋一
仙台家庭裁判所

平成２５年（家）第２０３５号
山形市宮町２丁目６番10―９号
申立人　熊谷　　誠
本籍山形県山形市桜田東２丁目３番、最後の住所山形県山形市宮町１丁目７番18号　ベル宮町、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日平成25年５月２日、出生の場所東京府豊多摩郡千駄ケ谷町、出生年月日大正６年８月22日、職業無職
被相続人　亡　堀　　**㊞**
事務所山形県山形市七日町１丁目４番18号　トラッドセブン３Ｂ　山川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山川　　孝
山形家庭裁判所

平成２５年（家）第２２２号
群馬県藤岡市藤岡265番地
申立人　町田　文男
本籍群馬県高崎市矢中町903番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日推定平成23年11月12日、出生の場所群馬県勢多郡木瀬村、出生年月日昭和23年６月８日、職業不明
被相続人　亡　町田　育夫
事務所群馬県高崎市問屋町２丁目７番地８　高崎商工会議所ビル５階501号
相続財産管理人　弁護士　田島　敏之
前橋家庭裁判所高崎支部